

アクシアル リテイリング株式会社

(証券コード 8255)

第66期

定時株主総会招集ご通知

日 時

平成29年6月23日（金曜日）午前10時00分
（受付開始） 同 日 午前9時15分

場 所

新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間

目 次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	35
計算書類	51
監査報告	61
株主総会参考書類	65

証券コード 8255

平成29年6月7日

株 主 各 位

新潟県長岡市中興野18番地2
アクシアル リテイリング株式会社
代表取締役社長 原 和彦

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時00分
（受付開始） 同 日 午前9時15分
2. 場 所 新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第66期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人による議決権の行使が認められるのは、議決権を有する他の株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。この場合、代理権を証明する書面の提出が必要ですので、ご了承ください。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.axial-r.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 業績全般の概況

当期におけるわが国経済は、一部で好転の兆しが見え始める時期もありましたが、混迷する世界情勢に影響を受けた円高の進行、地方経済の成長鈍化等により停滞感が漂いました。

このような状況において、当期における当社グループの連結経営成績は、売上高が2,288億99百万円（前期比2.3%増）、営業利益が90億53百万円（前期比6.0%増）、経常利益が91億85百万円（前期比6.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が57億84百万円（前期比24.0%増）となり、各数値はいずれも過去最高となりました。

売上高、営業利益につきましては、以下に記載いたしますセグメント区分ごとの要因により増加しております。

経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、営業利益の増加により増加しております。

(2) セグメント別の状況

① スーパーマーケット事業

[全般]

スーパーマーケット同士の競争のみならず、業態を超えた競争が激化する昨今の厳しい販売環境において、当社グループでは「変革への挑戦」を本年度の方針として定め、より一層強い企業体質を実現するため、グループ全体の経営基盤整備に取り組んでおります。

当期に入ってから、お客様の購買動向がより慎重な傾向に転じたことに加え、出店による自社競合の影響もあり、既存店の客数は、前期に比べ0.9%減少いたしました。

ただ、総じて商品が売れないという状況ではなく、価格以上の価値が認められる商品やライフスタイルに合った商品を信頼のおける店舗で購入しようというお客様の傾向が見られており、当社グループがお客様にご提供する商品・サービスが評価され、既存店の売上高は、前期に比べ0.4%増加いたしました。

[商品政策]

生鮮食品につきましては、天候不順などにより、青果相場が秋季に異例な高値となりました。また、鮮魚につきましては、旬の主力魚種の不漁が続きました。

加工食品につきましては、残暑が長引いた影響で、夏物商品から秋物商品への切り替えが進みにくい状況となりました。

このような状況において、他社と差別化を図るべく、当社ならではの名物商品の開発、既存商品の磨き込み、優良産地からの商品調達、品揃えの見直しに努めました。

惣菜につきましては、焼き鳥について、当社独自の商品仕様で新たに開発した結果、原信ナルスにおいて発売開始1か月で前年同月の2.8倍にあた

る1億円以上を販売する大型商材となりました。また、余分な味付けを控え素材本来のうま味を活かした商品「だし香るシリーズ」は、大変好評を得ており、品数、対象範囲を拡充いたしました。

軽食につきましては、たこ焼きについて、専門店の味を家庭でも味わえるよう、とろみ感、たこの大きさ、スパイス感のあるソースの3つのポイントで商品を改良し、発売開始1か月で前年同月の2.5倍の売上にあたる5千万円の売上を実現いたしました。

プライベート・ブランド商品につきましては、新規発売したココアについて、発売前から販売促進を進め、各店舗が様々な販売方法を競い合い成功事例を共有したことで、発売開始1か月で10万個を超える販売実績を達成いたしました。

これらの結果、買上点数は、既存店で前期に比べ0.7%増加し、全店でも前期に比べ0.8%増加いたしました。また、一品単価は、既存店で前期に比べ0.7%増加し、全店でも前期に比べ0.7%増加いたしました。

【販売政策】

原信ナルスでは、本年度の方針に「潜在ニーズへの対応」を掲げ、お客様の潜在的なご要望にお応えするべく取り組みを行っており、従来にはない商品のご提案方法やサービス等について、創意工夫や仮説検証を行い、実績があったものについては、全社で共有し実行に移しております。

こと本年度の夏季商戦につきましては、地域行事やお盆の曜日回りが例年に比べ非常に不利な状況にあり、営業数値が相当低下することが事前に想定されました。これに対し、重点政策として、「売れて利益が確保できる商品の販売拡大」、「値下げ、廃棄、売れ筋商品の品切れ撲滅」、「成功事例の全社共有、活用」の3点を掲げ、グループ全体が一体感を持って力を集結し目標数値の達成に取り組みました。

フレッセイでは、時間帯別に最適な売場を実現するための仕組みを再構築し、全店で取り組み始めました。

これらの結果、既存店の店舗売上高は、前期を上回る実績を確保することができ、商品販売の売上総利益率は、前期に比べ0.1ポイント増加し25.6%となりました。

[コスト・コントロール]

原信ナルス、フレッセイが統合して以来進めている当社グループ全体での諸経費の見直し、共有、共同調達等の取り組みは、年々、その効果が増しております。

また、近年導入した自動発注の仕組みによる労働生産性の改善、省エネルギー機器の導入による水道光熱費の削減、環境維持活動への取り組みも効果が表れております。

この結果、スーパーマーケット事業の営業利益率は、前期に比べ0.1ポイント増加し3.7%となりました。また、連結全体の営業利益率は、前期に比べ0.2ポイント増加し4.0%となりました。

[ロジスティックス]

当社グループでは4か所目の大規模物流センターとなるフレッセイ前橋物流センター（9月、群馬県前橋市、延床面積9,516㎡）が竣工いたしました。また、併せて、フレッセイの基幹系情報システムの入れ替えも行いました。

これらは、原信ナルスで培った経験や技術を土台に改良を施して構築したものであり、フレッセイにおいても、流通全般を支える高度な物的基盤が整いました。

フレッセイでは、これを活かして従業員の働き方や業務体系全般の大改革を進め、収益性の向上を図るとともに、従来以上のより良い商品・サービスをお客様へお届けできるよう努めてまいります。

また、当社グループ全体としても、最適な事業運営が実現できるよう、物流拠点間の連携を進めてまいります。

[発行体格付]

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの観点から、投資家様やお取引先様に対し当社の信用力を客観的に明示し、当社の財務内容に関する健全性や経営の成長性、透明性を理解して頂くため、每期、中立的第三者より格付けを取得しております。

平成28年12月において取得した直近の格付けは、前連結会計年度において取得したBBB+より一段階向上し、A-となりました。

[出店・退店等]

出店につきましては、フレッセイ元総社蒼海店（9月、群馬県前橋市、売場面積2,228㎡）、原信花園店（10月、新潟県長岡市、売場面積2,097㎡）、原信七日町店（11月、新潟県長岡市、売場面積2,097㎡）、ナルス高田西店（3月、新潟県上越市、売場面積2,161㎡）を新設いたしました。

改装につきましては、原信新津店（8月、新潟県新潟市、売場面積2,392㎡）、原信十日町北店（9月、新潟県十日町市、売場面積1,888㎡）、原信新保店（2月、新潟県長岡市、売場面積1,917㎡）について実施いたしました。

退店につきましては、フレッセイ元総社蒼海店の新設に伴い、近隣のフレッセイ大友店（9月、群馬県前橋市、売場面積918㎡）を閉鎖し、原信七日町店の新設に伴い、近隣のナルス大島店（11月、新潟県長岡市、売場面積1,737㎡）を閉鎖いたしました。また、ナルス高田西店の新設に伴い、近隣の原信西城店（3月、新潟県上越市、売場面積1,515㎡）を閉鎖いたしました。

【業績】

以上の結果、当期におけるスーパーマーケット事業の売上高は2,273億50百万円（前期比2.3%増）、営業利益は84億69百万円（前期比6.3%増）となりました。

② その他の事業**【清掃事業】**

スーパーマーケット事業向けの販売は、請負先の増加により増加いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、販売単価の下落により減少いたしました。この結果、売上高は前期に比べ1.2%増加し、営業利益は前期に比べ3.0%増加いたしました。

【情報処理事業】

スーパーマーケット事業向けの販売は、情報機器販売の減少により減少いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、システム開発案件の受注回復により増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ2.7%減少し、営業利益は前期に比べ21.5%減少いたしました。

【印刷事業】

スーパーマーケット事業向けの販売は、チラシ受注の増加により増加いたしました。また、外部顧客向けの販売は、販路の拡大や商材の提案に努め増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ5.1%増加し、原材料価格が下落したことも影響し営業利益は前期に比べ48.4%増加いたしました。

【運輸事業】

スーパーマーケット事業向けの販売は、物流センター運營業務の開始に伴い増加いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、受託業務の減少により減少いたしました。この結果、売上高は前期に比べ3.5%増加し、営業利益は前期に比べ33.3%増加いたしました。

【自動車販売事業】

スーパーマーケット事業向けの販売は、販売台数の減少により減少いたしました。一方、外部顧客向けの販売は、前期の販売環境悪化が解消し、新車販売が伸長したため増加いたしました。この結果、売上高は前期に比べ8.7%増加し、前期の営業損失計上から転換して営業利益を計上いたしました。

【業績】

以上の結果、当期におけるその他の事業の売上高は69億2百万円（前期比2.1%増）、営業利益は6億53百万円（前期比5.4%増）となりました。

(注) セグメント別の状況については、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

当社グループのセグメント別売上高の状況は、次のとおりであります。

項 目			第 65 期 (平成28年 3 月期)		第 66 期 (当期) (平成29年 3 月期)		対前期比 (%)
			金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	生 鮮 食 品	青 果	29,778	13.0	31,299	13.4	105.1
		精 肉	25,769	11.3	25,659	10.9	99.6
		水 産	22,813	10.0	23,077	9.8	101.2
		惣 菜	20,748	9.0	21,704	9.3	104.6
	計		99,108	43.3	101,740	43.4	102.7
	一 般 食 品	デ イ リ ー	42,511	18.6	43,980	18.8	103.5
		加 工 食 品	58,395	25.5	59,289	25.3	101.5
		インストアベーカー	3,191	1.4	3,313	1.4	103.8
	計		104,098	45.5	106,584	45.5	102.4
	住 居	8,033	3.5	7,859	3.4	97.8	
	衣 料 品	154	0.1	151	0.1	97.7	
	そ の 他	524	0.2	232	0.1	44.3	
	営 業 収 入	10,143	4.4	10,640	4.6	104.9	
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	154	0.0	142	0.0	92.7	
小 計		222,217	97.0	227,350	97.1	102.3	
そ の 他	外部顧客に対する売上高	1,646	0.7	1,691	0.7	102.8	
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	5,113	2.3	5,211	2.2	101.9	
	小 計	6,759	3.0	6,902	2.9	102.1	
合 計		228,977	100.0	234,253	100.0	102.3	

- (注) 1. 営業収入は、不動産賃貸収入、配送委託料収入等であります。
 2. セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。
 3. 金額は販売金額で表示しており、消費税等は含まれておりません。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資額は、83億8百万円（うち、有形固定資産の取得による支出75億60百万円、無形固定資産の取得による支出2億84百万円、リース資産の取得等4億62百万円）であります。

その主なものは、下記のとおり、物流センターの新設1拠点及び新設4店舗、改装3店舗に係るものであり、これらに必要な資金は自己資金及びリース契約により充当いたしました。

(新設)

事業所名	所在地	開設日
フレッセイ 前橋物流センター	群馬県前橋市	平成28年9月20日
フレッセイ 元総社蒼海店	群馬県前橋市	平成28年9月29日
原信 花園店	新潟県長岡市	平成28年10月21日
原信 七日町店	新潟県長岡市	平成28年11月25日
ナルス 高田西店	新潟県上越市	平成29年3月25日

(改装)

事業所名	所在地	改装完了日
原信 新津店	新潟県新潟市	平成28年8月27日
原信 十日町北店	新潟県十日町市	平成28年9月17日
原信 新保店	新潟県長岡市	平成29年2月25日

3. 資金調達の状況

当期において実施いたしました当社グループの資金調達額は、32億54百万円（うち、長期借入金の借入30億円及びリース債務の増加2億54百万円）であります。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

国内景気の先行きは、内在する諸問題解決の糸口が見えず、加えて、混沌たる国際情勢の影響を受け、当面、成長鈍化の状況は続くと考えております。

また、当社グループを取り巻く事業環境においては、業態の垣根を超えた新たな競合の出現、求人倍率の高止まりによる採用難等、当社グループが成長を続けるために長期的視点で立ち向かっていくべき課題が山積しております。

このような状況において、当社グループ各社は、地域に密着した日々の生活基盤として、商品の品揃え・品質・価格やサービス等、お客様のご要望にお応えし、お客様の生活に少しでもお役に立てるように努め、優良なリージョナル・チェーンの実現を目指してまいります。

次期につきましては、新規に3店舗の出店を計画しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	第 63 期 (平成26年3月期)	第 64 期 (平成27年3月期)	第 65 期 (平成28年3月期)	第 66 期 (当期) (平成29年3月期)
売 上 高 (百万円)	172,392	212,611	223,709	228,899
経 常 利 益 (百万円)	5,762	6,780	8,634	9,185
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,829	3,296	4,664	5,784
1株当たり 当期純利益 (円)	138.71	141.21	199.84	247.80
総 資 産 (百万円)	88,690	92,557	93,001	95,634
純 資 産 (百万円)	38,799	41,832	45,240	49,790
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,662.12	1,792.05	1,938.09	2,133.02

(2) 当社の財産及び損益の状況

項 目	第 63 期 (平成26年3月期)	第 64 期 (平成27年3月期)	第 65 期 (平成28年3月期)	第 66 期 (当期) (平成29年3月期)
営 業 収 益 (百万円)	1,557	1,682	2,068	2,317
経 常 利 益 (百万円)	460	1,039	1,343	1,542
当期純利益 (百万円)	433	966	1,247	1,473
1株当たり 当期純利益 (円)	21.25	41.40	53.45	63.11
総 資 産 (百万円)	36,449	37,665	35,355	34,613
純 資 産 (百万円)	25,912	25,874	26,187	26,188
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,110.05	1,108.44	1,121.86	1,121.92

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社に親会社はないため、該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社原信	500	100	スーパーマーケット業
株式会社ナルス	450	100	スーパーマーケット業
株式会社フレッセイ	450	100	スーパーマーケット業
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	100	100	各種商品卸売業、 シェアードサービス業
株式会社ローリー	50	100	食品製造加工業
アクシアルレーベル株式会社	100	100	各種商品開発業
株式会社フレッセイヒューマンズネット	10	100	障害者雇用、人材派遣業
高翔商事株式会社	30	100	不動産管理業
株式会社原興産	223	100	清掃業、不動産賃貸業、 保険代理店業
株式会社アイテック	10	100	情報処理業、 ソフトウェア開発業
高速印刷株式会社	14	100	印刷業、各種媒体企画・ 制作業、広告代理店業
力丸流通サービス株式会社	30	100	運輸業、清掃業
株式会社清和コーポレーション	80	100	自動車販売業

(注) 議決権比率は、当社による直接保有分及び当社の子会社を通じた間接保有分の合計の議決権数の比率であります。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当期末日において、当社の完全子会社のうち、保有する株式の帳簿価額が当社の総資産の5分の1を超える会社は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
株式会社原信	新潟県長岡市中興野18番地2	13,094百万円
株式会社フレッセイ	群馬県前橋市力丸町491番地1	10,176百万円

(注) 当期末日における当社の総資産額は、34,613百万円であります。

11. 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社13社で構成し、スーパーマーケットの営業を主な事業の内容としております。

12. 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

(当社)

本社 新潟県長岡市

(子会社)

株式会社原信

本社 新潟県長岡市

物流センター 国内2拠点 (新潟県2拠点)

スーパーマーケット 国内63店舗 (新潟県56店舗、長野県5店舗、富山県2店舗)

株式会社ナルス

本社 新潟県上越市

物流センター 国内1拠点 (新潟県1拠点)

スーパーマーケット 国内14店舗 (新潟県14店舗)

100円ショップ 国内1店舗 (新潟県1店舗)

株式会社フレッセイ

本社		群馬県前橋市
物流センター	国内 1 拠点	(群馬県 1 拠点)
スーパーマーケット	国内 51 店舗	(群馬県 46 店舗、栃木県 2 店舗、埼玉県 3 店舗)
100円ショップ	国内 4 店舗	(群馬県 4 店舗)
フィットネスクラブ	国内 1 店舗	(群馬県 1 店舗)

原信ナルスオペレーションサービス株式会社

新潟県長岡市

株式会社ローリー

本社		新潟県長岡市
工場	国内 5 工場	(新潟県 5 工場)

アクシアル レーベル株式会社

新潟県長岡市

株式会社フレッセイヒューマンズネット

群馬県前橋市

高翔商事株式会社

群馬県高崎市

株式会社原興産

新潟県長岡市

株式会社アイテック

新潟県長岡市

高速印刷株式会社

新潟県長岡市

力丸流通サービス株式会社

群馬県前橋市

株式会社清和コーポレーション

群馬県前橋市

13. 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

セグメント	人 数	前期末比増減
スーパーマーケット	2,258名（ 6,137名）	69名増加（ 133名増加）
その他	162名（ 162名）	—（ 33名増加）
全社（共通）	14名（ 0名）	2名増加（ —）
合 計	2,434名（ 6,299名）	71名増加（ 166名増加）

- （注）1. 使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイマーの年間の平均人員（1日8時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、持株会社である当社の使用人数であります。
3. 「その他」のパートタイマーの増加は、新規採用によるものであります。

（2）当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名（ 0名）	2名増加（ —）	56.1歳	5.9年

- （注）使用人数は就業員数であり、（ ）内にパートタイマーの年間の平均人員（1日8時間換算による期中平均人数）を外数で記載しております。

14. 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社第四銀行	2,038百万円
株式会社群馬銀行	681百万円
株式会社みずほ銀行	526百万円
株式会社三井住友銀行	475百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	474百万円

- （注）借入額は、企業集団ベースでの金額であります。

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 38,000,000株

2. 発行済株式の総数 23,388,039株

（注）自己株式45,359株を含んでおります。

3. 株主数 7,484名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
原 和彦	1,251	5.36
株式会社ニューサンライフ	884	3.78
原 信博	846	3.62
株式会社第四銀行	835	3.58
株式会社商工組合中央金庫	728	3.11
アクシアル リテイリング従業員持株会	515	2.20
植木 威行	507	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	498	2.13
植木 敏夫	438	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	424	1.81

（注）1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 原信博氏の所有株式数は、本人及び親族の資産管理会社である原信博事務所株式会社が所有する株式数160千株を含めた実質所有株式数を記載しております。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

III 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、新株予約権等を発行しておらず、該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	はら 原 かず 和 ひこ 彦	(重要な兼職の状況) 株式会社原信 代表取締役社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社ローリー 代表取締役会長 株式会社原興産 取締役 株式会社シジシージャパン 取締役会長 株式会社エフエムラジオ新潟 社外取締役
代表取締役副社長	うえ 植 き たけ 威 ゆき 行	(重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 代表取締役社長 株式会社フレッセイヒューマンズネット 代表取締役社長 高翔商事株式会社 代表取締役社長 力丸流通サービス株式会社 代表取締役会長 株式会社清和コーポレーション 取締役
取締役副社長	い がらし やす お 五十嵐 安 夫	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 取締役副社長 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役副社長
専務取締役	やま ぎし ぶん ご 山 岸 豊 後	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社原信 専務取締役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 専務取締役 株式会社アイテック 取締役
常務取締役	こ いで あきら 小 出 朗	執行役員 (重要な兼職の状況) アクシアル レーベル株式会社 代表取締役社長 株式会社フレッセイ 取締役
取締役	もり やま ひとし 森 山 仁	執行役員 (重要な兼職の状況) 株式会社ナルス 代表取締役社長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	まる やま みつ ゆき 丸 山 三 行	執行役員 (重要な兼職の状況) 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役
取締役	か べ とし お 加 部 敏 夫	執行役員 (重要な兼職の状況) 力丸流通サービス株式会社 代表取締役社長 株式会社フレッセイ 取締役 株式会社フレッセイヒューマンズネット 取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役
取締役	なか がわ まなぶ 中 川 学	執行役員 (重要な兼職の状況) 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 取締役 アクシアル レーベル株式会社 取締役
取締役 (社外)	ほそ かい いわお 細 貝 巖	(重要な兼職の状況) 細貝法律事務所 所長 三幸倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社大光銀行 社外取締役
取締役 (社外)	にい はら こう いち 新 原 皓 一	(重要な兼職の状況) 一般社団法人地域ルネサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク 理事長
常勤 監査役 (社外)	や こ じゅん いち 八 子 淳 一	(重要な兼職の状況) 株式会社原信 監査役 原信ナルスオペレーションサービス株式会社 監査役
常勤 監査役	ふじ た ともさぶろう 藤 田 友三郎	(重要な兼職の状況) 株式会社フレッセイ 監査役 株式会社清和コーポレーション 監査役
常勤 監査役	いわ さき りょう じ 岩 崎 良 次	(重要な兼職の状況) 株式会社ナルス 監査役
監査役 (社外)	かね こ けん ぞう 金 子 健 三	(重要な兼職の状況) 新潟県民共済生活協同組合 監事 株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング 監査役

- (注) 1. 取締役細貝巖氏並びに新原皓一氏は、社外取締役であります。
また、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役八子淳一氏並びに金子健三氏は、社外監査役であります。
3. 監査役八子淳一氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役金子健三氏は、金融機関出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成28年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した者

氏名	退任時の会社における地位	退任理由
やま ぎん たろう 山 崎 軍太郎	代表取締役会長	任期満了
ます だ かず ひろ 増 田 和 弘	常勤監査役	健康上の理由による辞任

(2) 平成28年6月24日開催の定時株主総会決議により選任され就任した者

氏名	就任時の会社における地位
なか がわ まなぶ 中 川 学	取締役
にい はら こう いち 新 原 皓 一	取締役 (社外)
いわ さき りょう じ 岩 崎 良 次	常勤監査役

6. 当社はコーポレート・ガバナンス体制強化の目的から執行役員制度を導入しております。取締役を兼務している者以外の執行役員の状況は以下のとおりであります。(平成29年3月31日現在)

氏名	担 当
よし だ ひろ かず 吉 田 浩 和	執行役員 財務経理部長
まつ ぐち かつ ひこ 松 口 克 彦	執行役員 総務部長
こ ばやし まさ のぶ 小 林 政 信	執行役員 経営企画部長
まる やま まさ のり 丸 山 将 範	執行役員 TQM推進部長
まつ だ やす のぶ 松 田 易 伸	執行役員 物流企画部長
いし だ なお き 石 田 直 樹	執行役員 品質安全部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約（以下、「責任限定契約」といいます。）を締結できる旨定めております。

これに基づき、社外取締役細貝巖氏並びに新原皓一氏及び社外監査役八子淳一氏並びに金子健三氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当期に係る報酬等の総額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	12名	385百万円
（うち社外取締役）	（ 2名）	（ 9百万円）
監 査 役	5名	46百万円
（うち社外監査役）	（ 2名）	（ 19百万円）
合 計	17名	432百万円
（うち社外役員）	（ 4名）	（ 28百万円）

(注) 1. 報酬支給額は株主総会の決議による報酬額の範囲内であります。なお、報酬限度額（役員賞与を含み、取締役の使用人分給与は含まない。）の内容は以下のとおりであります。

取締役 500百万円（平成19年6月28日開催 第56期定時株主総会決議）

監査役 50百万円（平成12年6月29日開催 第49期定時株主総会決議）

2. 報酬等の決定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である報酬委員会（社外取締役2名及び代表取締役以外の取締役4名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会又は監査役会で決定しております。

3. 当期に係る報酬等の総額には、次の額が含まれております。
- (1) 平成28年6月24日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に対し退任時まで支給した額
 - 取締役 1名 6百万円 (うち、社外取締役は該当なし。)
 - 監査役 1名 2百万円 (うち、社外監査役は該当なし。)
 - (2) 当期において受ける見込みの額が明らかになった役員賞与の額
 - 取締役 11名 202百万円 (うち、社外取締役 2名 4百万円)
 - 監査役 4名 14百万円 (うち、社外監査役 2名 6百万円)
 - (3) 複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額
 - 取締役 6名 6百万円 (うち、社外取締役は該当なし。)
 - 監査役 3名 2百万円 (うち、社外監査役 1名 1百万円)
4. 上記報酬等の他、使用人兼務取締役(1名)に使用人分給与(賞与を含む)を1百万円支給しております。
5. 当社の子会社1社は、平成18年6月26日開催の定時株主総会において、当時の取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し打切り支給する旨並びにその支給の時期は、当該会社の役員の退任時とすることを決議しております。上記記載の報酬の他、この決議に基づき当事業年度中に当該子会社の取締役を退任した当社の取締役に対し、当該子会社が次のとおり退職慰労金を支給しております。
- 取締役 1名 112百万円 (うち、社外取締役は該当なし。)

(2) 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役細貝巖氏は、細貝法律事務所所長及び三幸倉庫株式会社代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役新原皓一氏は、一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク理事長であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役細貝巖氏は、株式会社大光銀行の社外取締役であります。なお、当社は同行より資金の借入を行っております。

監査役金子健三氏は、新潟県民共済生活協同組合監事及び株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティング監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会 (14回開催)	監査役会 (15回開催)
		出席回数 / 開催回数	出席回数 / 開催回数
取 締 役	細 貝 巖	14回 / 14回	—
取 締 役	新 原 皓 一	10回 / 10回	—
監 査 役	八 子 淳 一	14回 / 14回	15回 / 15回
監 査 役	金 子 健 三	14回 / 14回	15回 / 15回

(注) 開催回数は、在任期間中における開催回数であります。

② 取締役会及び監査役会における活動状況

取締役細貝巖氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

取締役新原皓一氏は、研究者として指導的立場で活躍した経験を活かし、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

監査役八子淳一氏は、金融機関役員経験者としての見地から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

監査役金子健三氏は、金融機関役員経験者としての見地から、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50,000千円

(注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2. 当社の子会社である株式会社原信についても、有限責任監査法人トーマツが会社法に基づく監査の会計監査人となっております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人に支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。なお、非監査業務に係る報酬等はありません。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間、配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について確認し、審議した結果、監査業務と報酬との対応関係が適切であると判断し、これに同意いたしました。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づく会計監査人の損害賠償責任を限定する事項を定款に定めておらず、該当事項はありません。

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、持株会社として当企業集団全体の経営管理、統括を行う観点から、当社並びに子会社から成る企業集団の取締役等及び使用人が守るべき倫理規範を制定し、法令等の遵守を行うための行動規範を定める。

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規程その他社内規程に従って、当社並びに子会社に係る重要事項の審議、決定、報告を行うとともに、当社取締役の職務執行を監督する。

当社の取締役は、職務の執行において、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、内部統制に係る体制の整備を行う。また、内部統制の運用に係る有効性が確保されるように、継続してその有効性の評価を行う。有効性の評価にあたっては、内部監査部門である業務監査室を設置し、職務執行全般における継続的監視活動を行う。

当社の取締役及び使用人は反社会的勢力と一切の関係を遮断する。また、倫理・コンプライアンスに照らして問題のある活動には関与しない。これを、倫理・コンプライアンス管理規程に定め周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

その他、インサイダー取引防止規程、個人情報保護基本規程、情報セキュリティ規程等を定め情報管理の徹底を図る。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を設置し、経営上想定しうるリスクについて、定期的に評価・検証を行い、必要な措置に関する対応を行う。

損失に関するカテゴリー・マネジメントの観点から、関連する社内規程及びマニュアル等において該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の意思決定と業務執行の役割を明確化し、迅速かつ機動的な経営戦略の実現を図るとともに、責任を明確化しコーポレートガバナンス体制を強化することを目的として、執行役員制度を採用し、選任した執行役員の職務権限を職務権限規程で明確にする。

また、企業集団全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、当社の取締役及び指名された者によりグループ経営会議を開催し議論を行い、職務の執行方針、重要事項の決定を行う。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る事項についてはコンプライアンス委員会を設置し審議する。また、TQM推進部を設置し、社会的責任、法令遵守に関する維持・整備・啓発活動を行う。

日常の職務執行については、全社的品質管理（TQM）活動の考え方を基本とし、自ら判断して行動できる教育を行う。

内部通報窓口を社内及び社外に設置し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

(6) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制**

子会社は、当社において当社の取締役等が同席する子会社合同の取締役会を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。

当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体系を明確にし、該当する事項について、子会社は当社に報告を行い、必要な会議体の承認を求める。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が主催するリスクマネジメント委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から経営上想定されるリスクについて認識の共有を行う。

また、損失の危険の管理や不測の事態への対応のため、当社が定めた社内規程やマニュアル等を準用する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社がその事業遂行にあたり、各子会社の事業特性に応じた迅速かつ効率的な経営が行われるよう、持株会社体制を採用する。

子会社は必要に応じ、経営会議の設置や執行役員の選任を行い、職務執行の効率化を図る。

子会社が当社に報告を必要とする事項については、グループ経営会議に報告を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が主催するコンプライアンス委員会は、子会社からも委員を指名し、企業集団全体の観点から情報を共有し、審議を行う。

また、日常の職務執行に関する全社的品質管理（TQM）活動は、グループ経営理念に基づき、その活動を企業集団全体が一体となって行う。

当社が設置する内部通報窓口は、企業集団全体で共有し、通報、相談が適時に行われる体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

子会社の取締役等及び重要な使用人の選任については、当社の取締役会の承認を必要とする。

⑤ その他当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

内部監査については、持株会社である当社に企業集団全体の内部監査を専任で行う業務監査室を設置し、子会社から独立した立場で業務執行の適正性について監査を行う。

財務報告に係る内部統制については、内部統制整備委員会で評価・検討し、内部統制管理室が主体となって、整備、改善を行う。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当社の監査役と協議の上、必要と認める人員を当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名する。

(8) 第7号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者から一切の指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は、監査役の協議に基づき決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

(9) 当社の監査役の第7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、当社の監査役の指示に基づく職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

(10) 当社の監査役への報告に関する体制**① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制**

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。

当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。

また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

② 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等は、毎月、月次決算の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

(11) 第10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第10号の報告をした者の個人情報保護は保護し、当該報告をしたことを理由として、当社並びに子会社は当該報告者に不利な取扱いをしない。

(12) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続等の請求を当社にした場合は、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(13) その他当社の監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役職務執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。

この独立性と権限を確保するために、監査役監査規程及び監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、策定した監査計画に基づき、業務監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

また、当社の監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、独自に外部専門家の活用を検討する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり運用を行っております。

(1) 業務執行に関する事項

当期におきましては、14回の取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しています。

なお、当社は持株会社として、当社グループ全体の経営方針の決定を行い、企業集団全体の管理統括・意思疎通を図る観点から、グループ経営会議（常勤取締役、常勤監査役全員とその他各事業会社の役員等のうち指名された者により構成）において、活発な議論を経て日常業務に関する意思決定を行っています。

また、各事業会社ではグループ経営会議で決定された方針に基づき業務執行を行い、日常的な業務を遂行する上で必要な権限は、各部署長及び店長に積極的に委譲を進めております。

常勤監査役による取締役の職務執行状況把握は本社内にとどまらず、その政策が各事業会社の現場においてどのように具現化しているかも含め、各部署の責任者との広範な連携を保って監査を実施しています。また、非常勤監査役も含めた監査役会は毎月開催されており、経営数値の分析、取締役会議事録及び稟議決裁状況の精査や担当役員からの聴取がなされています。

業務執行、監督機能等を強化するプロセスとしては、以下のような機能を設置しております。

① 内部監査の執行

業務執行状況の内部監査につきましては、持株会社である当社に業務監査室を設置し、各事業会社から独立した立場で、企業集団全社を対象に実施しております。

② 財務報告に係る内部統制の評価

財務報告に係る内部統制の管理運用体制に係る整備につきましては、当社に内部統制管理室を設置し、企業集団全体を対象に、現状分析、検討、改善を進めており、当社グループ各社より人選した人員で内部統制整備委員会を組織して、その報告、評価等を行っております。

③ 経営方針管理

経営方針がどの程度具現化されているかについて、TQM推進部が企業集団全体を対象に経営に関する全社的品質管理（TQM）活動に基づく進捗管理を行っております。また、倫理・コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンスや企業倫理に関する教育・啓蒙を進め社員の意識向上に努めております。

④ 環境内部監査の執行

当社グループの主要な事業会社である株式会社原信及び株式会社ナルスはISO14001の認証を審査時に稼動していたすべての事業所で取得しており、環境保全に関する活動、法令遵守及び業務の執行状況について、社内の環境監査委員で組織した環境内部監査委員会による監視を行うとともに、環境活動の品質管理に関する維持・保全に努めており、外部認証機関による定期審査も継続して受けております。

⑤ コンプライアンスに関する審議

内部通報制度の設置・運用により、社内外から広く情報収集の窓口を設けるとともに、問題については当社グループ各社より人選した人員で組織したコンプライアンス委員会の審議・答申に基づき、社長が必要な措置を講じることとしております。

⑥ リスク評価

経営全般に係る潜在リスクにつきましては、当社グループ各社より人選した人員で組織したリスクマネジメント委員会において、問題の抽出、対策の検討をしております。

⑦ その他

商品の品質管理につきましては、当社グループ各社の担当部署が維持管理状況に関する調査を行うとともに、産地表示や商品の原料、添加物の表示に関する法令遵守の徹底、販売期限、トレーサビリティを含む商品の品質保証全般の管理を行っております。

労務管理につきましては、当社グループ各社ごとに労働組合の執行部数名と各社の取締役による労使協議会を毎月開催しており、率直に経営全般にわたる広範囲な問題点を協議し、労使で諸問題についての情報を共有する仕組みを構築しています。

(2) 内部監査及び監査役監査に関する事項

① 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査につきましては、社長直轄の独立した社内組織である業務監査室を設置し、各社の内部監査担当部門（7名）と連携して、社内規程である内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。

内部監査は、内部統制の整備及び運用状況について、その有効性・効率性の評価を含め、法令及び社内規程等に基づき適切に業務執行が行われていることを継続的に監視することを目的としており、毎年、年度当初に立案し社長の承認を得て決定される年間計画に基づく定期監査では、子会社の業務執行状況の調査を含め、継続的に監視すべきテーマについて業務監査と会計監査を実施しております。また、特に必要と認められたテーマが生じた場合には、社長の指示により特別監査が実施されることとなっております。

監査の結果につきましては、取締役会に報告の上、必要に応じて、改善・是正措置が執行されることとなっており、改善状況等については、必要に応じて事後確認のための監査を実施することとしております。

② 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役は、当期末現在、常勤3名、非常勤1名の計4名で構成されており、監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。なお、監査役は、金融機関役員経験者2名、当社子会社監査役経験者1名、当社子会社執行役員経験者1名より構成されており、それぞれが専門的見地から監査を実施しております。

監査の実施にあたっては、取締役会その他重要な会議に出席して議事の内容を把握するとともに議案審議等に必要な発言を行うほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類の閲覧を行い、当社、各事業会社の主要な営業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて各事業会社から営業の報告を受けることとしております。

監査役会は毎月開催することを原則としており、当期は15回開催いたしました。なお、監査役会では各監査役の監査の実施状況について協議を行い、必要と認められた場合には、取締役に対し提言、助言、勧告を行うこととしております。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査と監査役の連携につきましては、毎月、常勤監査役が内部監査部門である業務監査室との定例ミーティングを開催し、監査の実施状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について相互の意見交換、助言等を行い、監査の有効性、効率性を高める取り組みを行っております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。

会計監査人との連携につきましては、各四半期及び期末監査終了後に監査報告会を開催し、会計監査人より監査役に対して実施した監査の概要、監査結果等に関する詳細な報告が行われるとともに、期中においても必要に応じて随時、相互の意見交換、質問等が行われており、監査役監査の有効性に資する情報交換、会計監査の適正性に係る監視、検証がなされております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、成長を持続する経営戦略の遂行や、積極的な投資家向け広報活動の実施により、当社に対するステークホルダーからの理解を深めることで企業価値の向上を実現し、適切な株主還元をしていくことが、株主共同の利益に応える上で重要であると考えております。

このため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）は導入しておりません。

Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ業績に連動した配当を行うことを基本としております。

1株当たり年間配当額の決定におきましては、長期的に安定して当社株式を保有していただくため、1株当たり連結当期純利益の概ね30%程度を目安として、毎期の業績に連動した適正な配当を安定的かつ継続的に行うことといたします。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,890	流 動 負 債	29,762
現金及び預金	10,366	買掛金	14,335
受取手形及び売掛金	1,228	短期借入金	500
リース投資資産	1,212	1年内返済予定の長期借入金	3,926
たな卸資産	5,117	リース債務	467
未収還付法人税等	426	未払法人税等	1,501
繰延税金資産	1,017	ポイント引当金	80
その他の他	3,530	役員賞与引当金	343
貸倒引当金	△7	賞与引当金	1,837
固 定 資 産	72,743	その他の他	6,769
有 形 固 定 資 産	56,109	固 定 負 債	16,081
建物及び構築物	28,092	長期借入金	1,739
機械装置及び運搬具	744	リース債務	3,541
土地	20,629	資産除去債務	4,991
リース資産	2,802	長期預り保証金	5,144
建設仮勘定	1,301	役員退職慰労引当金	38
その他の他	2,538	退職給付に係る負債	388
無 形 固 定 資 産	1,950	その他の他	236
のれん	14	負 債 合 計	45,843
その他の他	1,935	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	14,683	株主資本	48,155
投資有価証券	3,621	資本剰余金	3,159
長期貸付金	24	資本剰余金	15,749
繰延税金資産	2,153	利益剰余金	29,304
敷金及び保証金	7,808	自己株式	△58
その他の他	1,109	その他の包括利益累計額	1,635
貸倒引当金	△34	その他有価証券評価差額金	1,569
資 産 合 計	95,634	退職給付に係る調整累計額	66
		純 資 産 合 計	49,790
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,634

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		228,899
売上原価		166,084
売上総利益		62,814
販売費及び一般管理費		53,761
営業利益		9,053
営業外収益		
受取利息	64	
受取配当金	41	
受取保険金	24	
保険解約益	33	
補助金収入	37	
その他	46	
		247
営業外費用		
支払利息	104	
その他	10	
		115
経常利益		9,185
特別利益		
固定資産売却益	14	
		14
特別損失		
固定資産除却損	23	
投資有価証券売却損	0	
減損損失	641	
		665
税金等調整前当期純利益		8,533
法人税、住民税及び事業税	2,619	
法人税等調整額	130	
		2,749
当期純利益		5,784
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		5,784

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,159	15,749	24,990	△56	43,842
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,470		△1,470
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,784		5,784
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	—	4,313	△1	4,312
当 期 末 残 高	3,159	15,749	29,304	△58	48,155

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,357	41	1,398	45,240
当 期 変 動 額				
剰余金の配当			—	△1,470
親会社株主に帰属する 当期純利益			—	5,784
自己株式の取得			—	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	212	24	237	237
当期変動額合計	212	24	237	4,549
当 期 末 残 高	1,569	66	1,635	49,790

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

13社

ロ. 連結子会社の名称

株式会社原信、株式会社ナルス、株式会社フレッセイ、
原信ナルスオペレーションサービス株式会社、株式会社ローリー、
アクシアルレーベル株式会社、株式会社フレッセイヒューマンズネット、
高翔商事株式会社、株式会社原興産、株式会社アイテック、高速印刷株式会社、
力丸流通サービス株式会社、株式会社清和コーポレーション

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社清和コーポレーションの決算日は12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたり、同社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づ
く計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決
算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処
理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産

・ 商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・ 製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・ 原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年、機械装置及び運搬具 2年～18年、

その他（工具、器具及び備品） 2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

その他（商標権） 10年、その他（ソフトウェア） 5年

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、使用実績率に基づき、当期末において将来利用されると見込まれるポイントに対する使用見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度を採用している一部子会社の役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えるため、当該会社の役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれの発生の翌期から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
 - ・ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
5年間で均等償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ・ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

- ① 当該会計方針の変更の内容
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当期から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
- ② 当該会計方針の変更による影響額
従来の会計処理の方法によった場合に比べ、当期の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ72百万円増加しております。

(6) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 52,203百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

① 借入金の担保に供している資産及び担保付債務

・ 担保資産

建物及び構築物 1,443百万円

土地 2,196百万円

合計 3,640百万円

・ 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金 467百万円

長期借入金 403百万円

合計 871百万円

② 賃貸借契約の担保に供している資産

・ 担保資産

建物及び構築物 92百万円

土地 596百万円

合計 688百万円

③ 仕入取引の担保に供している資産

・ 担保資産

現金及び預金 2百万円

投資有価証券 1,717百万円

敷金及び保証金 100百万円

合計 1,819百万円

・ 担保付債務

買掛金 2,122百万円

流動負債「その他」 2百万円

合計 2,125百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 固定資産売却益の内訳

機械装置及び運搬具	1百万円
土地	12百万円
合計	14百万円

(2) 固定資産除却損の内訳

建物及び構築物	17百万円
機械装置及び運搬具	3百万円
有形固定資産「その他」	2百万円
無形固定資産「その他」	0百万円
合計	23百万円

(3) 減損損失

当社グループは、主としてスーパーマーケット事業を営んでおり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を考慮し、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。

当期においては、収益性が著しく低下した店舗に関する資産及び賃貸資産等について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に減損損失として641百万円計上いたしました。

①	資産グループ	フレッセイクラシース新前橋店（群馬県前橋市）他5店舗	
	用途	店舗	
	種類	建物及び土地等	
	減損損失		
		建物及び構築物	2百万円
		土地	3百万円
		有形固定資産「リース資産」	78百万円
		その他	3百万円
		小計	89百万円
②	資産グループ	賃貸資産（群馬県高崎市）他10物件	
	用途	賃貸資産等	
	種類	建物及び土地等	
	減損損失		
		建物及び構築物	357百万円
		土地	185百万円
		その他	9百万円
		小計	552百万円
③	合計		
		合計	641百万円

上記資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。なお、正味売却価額は、路線価又は固定資産税評価額等を勘案した合理的な見積りにより評価しております。また、使用価値は、当該資産グループの継続的使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローを9.00%で現在価値に割り引いて算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	23,388,039株	—	—	23,388,039株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	44,967株	392株	—	45,359株

(注) 変動事由の概要

(増加数の内訳)

単元未満株式の買取請求による取得

392株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成28年 6月24日 定時株主総会	普通 株式	1,003	43.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日
平成28年 11月8日 取締役会	普通 株式	466	20.00	平成28年 9月30日	平成28年 12月6日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生在翌期になるもの

決議 予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成29年 6月23日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,120	48.00	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスーパーマーケット事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入やリース契約）を調達しております。

また、一時的な余剰は安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は金融機関からの借入により調達しております。

なお、デリバティブ取引は、金利変動及び為替変動によるリスクを回避するために利用する場合がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

イ. 資産

現金及び預金のうち、預金はすべて円建てであり、ほとんどが要求払預金であります。

受取手形及び売掛金は、すべて1年以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

リース投資資産は、スーパーマーケット事業において、当社グループが開発したショッピングセンターへ出店したテナントに対するものであり、回収期日は決算日より最長17年後で、借手の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は、すべて1年以内の回収期日であります。

投資有価証券は、主に純投資目的の株式であり、投資先の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に従業員貸付金制度に基づく当社グループ従業員に対するものであり、回収期日は決算日より最長5年後で、貸出先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主にスーパーマーケット事業において、当社が出店をしているショッピングセンターの不動産賃貸借契約に係るものであり、約定に定めのあるものの回収期日は決算日より最長29年後で、差入先の信用リスクに晒されております。

ロ. 負債

買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、すべて1年以内の返済期日であります。

未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は長期借入金が決算日より最長4年後、リース債務が決算日より最長20年後であります。

長期預り保証金は、主にスーパーマーケット事業において、当社グループが開発したショッピングセンターへ出店したテナントから受け入れているものであり、約定に定めのあるものの支払期日は決算日後最長20年後であります。

ハ、デリバティブ取引

当期末現在において、該当するものではありません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ、信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形及び売掛金、リース投資資産、長期貸付金、敷金及び保証金について、当社グループ各社は、各担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場性のない投資有価証券については、発行体ごとに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用については、信用リスク軽減のため格付けの高い金融機関に限定し、所定の決裁手続きを経た上で取引を行うこととしております。なお、当期におけるデリバティブ取引の利用はありません。

ロ、市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場性のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、定期的に取引の状況、時価等を把握し、為替や金利変動リスクを検証することとしております。なお、当期におけるデリバティブ取引の利用はありません。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、当社及びグループ各社からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰りの計画を作成・更新するとともに、手元流動性を適正値に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

項目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
現金及び預金	10,366	10,366	—
受取手形及び売掛金	1,228	1,228	—
リース投資資産	1,212	1,242	30
未収還付法人税等	426	426	—
投資有価証券			
その他有価証券	3,237	3,237	—
長期貸付金 (注) 1	39	41	1
敷金及び保証金	7,808		
貸倒引当金 (注) 2	△15		
	7,792	7,216	△576
資産合計	24,303	23,758	△545
買掛金	14,335	14,335	—
短期借入金	500	500	—
未払法人税等	1,501	1,501	—
長期借入金 (注) 3	5,666	5,677	10
リース債務 (注) 3	4,009	4,173	163
長期預り保証金	5,144	4,732	△412
負債合計	31,158	30,920	△237
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 長期貸付金には、1年以内に回収予定のものを含んでおります。

2. 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 長期借入金及びリース債務には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

4. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収還付法人税等、買掛金、短期借入金、未払法人税等は、短期間で決済又は返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース投資資産及び長期貸付金は、回収可能性を反映した元利金の合計額を、同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券のうち市場性のある株式等については、取引所の相場によっております。

- (4) 敷金及び保証金、長期預り保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。
- (5) 長期借入金及びリース債務は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。
- (6) デリバティブ取引について、該当するものではありません。
5. 非上場株式383百万円は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券には含めておりません。

6. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主として、スーパーマーケット事業における店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃貸借期間の満了日までと見積り、各債務の認識時点における合理的な割引率（0.95%～1.70%）を使用し計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当期首残高	4,876百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	200百万円
見積りの変更による増加額	28百万円
時の経過による調整額	56百万円
履行による支払充当額	△27百万円
履行時差額及び消滅債務の取崩額	△139百万円
当期末残高	4,994百万円

(注) 当期末残高は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債「その他」	3百万円
固定負債「資産除去債務」	4,991百万円

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社の一部子会社では、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設を有しております。

なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,133円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	247円80銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額 49,790百万円

純資産の部の合計額から控除する金額 —

普通株式に係る期末の純資産額 49,790百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 23,342,680株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益 5,784百万円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 5,784百万円

1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた

普通株式の期中平均株式数 23,342,940株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,172	流 動 負 債	7,088
現金及び預金	216	短期借入金	500
たな卸資産	0	関係会社短期借入金	2,650
前払費用	3	1年内返済予定の長期借入金	3,459
繰延税金資産	10	未払金	18
関係会社短期貸付金	4,095	未払費用	194
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	1,399	未払法人税等	14
未収入金	9	未払消費税等	11
未収還付法人税等	270	預り金	5
その他	168	役員賞与引当金	216
固 定 資 産	28,440	賞与引当金	17
有形固定資産	0	固 定 負 債	1,336
工具、器具及び備品	0	長期借入金	1,336
無形固定資産	8	負 債 合 計	8,424
商標権	6	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2	株 主 資 本	26,188
投資その他の資産	28,431	資 本 金	3,159
投資有価証券	62	資 本 剰 余 金	13,957
関係会社株式	26,369	資本準備金	13,731
出資金	0	その他資本剰余金	225
関係会社長期貸付金	1,919	利 益 剰 余 金	9,129
繰延税金資産	79	利益準備金	327
資 産 合 計	34,613	その他利益剰余金	8,801
		別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	1,801
		自 己 株 式	△58
		純 資 産 合 計	26,188
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,613

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
営業収益		2,317
営業費用		797
営業利益		1,520
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	45	
その他の	2	47
営業外費用		
支払利息	25	
その他の	0	26
経常利益		1,542
税引前当期純利益		1,542
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	0	69
当期純利益		1,473

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,159	13,731	225	13,957
当期変動額				
剰余金の配当				—
当期純利益				—
自己株式の取得				—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	3,159	13,731	225	13,957

	株 主 資 本						純 資 産 計 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計 合 計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
別 積 立		途 金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	327	7,000	1,799	9,127	△57	26,187	26,187
当期変動額							
剰余金の配当			△1,470	△1,470		△1,470	△1,470
当期純利益			1,473	1,473		1,473	1,473
自己株式の取得				—	△1	△1	△1
当期変動額合計	—	—	2	2	△1	1	1
当期末残高	327	7,000	1,801	9,129	△58	26,188	26,188

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年、ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期における支給見込額に基づき計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当期の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

・ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

① 当該会計方針の変更の内容

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当期から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

② 当該会計方針の変更による影響額

従来の会計処理の方法によった場合に比べ、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

(損益計算書)

営業外収益は、前期まで一括掲記しておりましたが、当期より「受取利息及び受取配当金」を区分掲記することといたしました。なお、前期の「受取利息及び受取配当金」は66百万円であります。

営業外費用は、前期まで一括掲記しておりましたが、当期より「支払利息」を区分掲記することといたしました。なお、前期の「支払利息」は34百万円であります。

(7) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当期から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2百万円

(2) 保証債務

・ 他の会社の仕入債務に対する債務保証	
原信ナルスオペレーションサービス株式会社	948百万円
株式会社原信	46百万円
株式会社ナルス	8百万円
株式会社原興産	0百万円
合計	1,002百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く。）

① 短期金銭債権	168百万円
② 短期金銭債務	28百万円

3. 損益計算書に関する注記

・ 関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

① 営業取引（収入分）	2,317百万円
② 営業取引（支出分）	23百万円
③ 営業取引以外の取引（収入分）	44百万円
④ 営業取引以外の取引（支出分）	11百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

・ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式	44,967株	392株	—	45,359株

(注) 変動事由の概要

(増加数の内訳)

 単元未満株式の買取請求による取得 392株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

投資有価証券評価損	79百万円
賞与引当金	5百万円
未払事業税	1百万円
その他	3百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	90百万円

(注) 繰延税金資産合計は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産「繰延税金資産」	10百万円
固定資産「繰延税金資産」	79百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.7%
役員賞与引当金	4.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%
住民税均等割	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.4%
その他	△0.0%
<hr/>	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.5%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

・ 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 原信	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 4名	配当金の受取	952	—	—
				経営指導料の受取	368	—	—
				資金の貸付	28,400	—	—
				利息の受取	7	—	—
子会社	株式会社 ナルス	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 2名	資金の貸付	5,340	関係会社短期貸付金	1,020
						1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	1,320
						関係会社長期貸付金	1,491
				利息の受取	25	流動資産「その他」	0
子会社	株式会社 フレッセイ	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 4名	配当金の受取	285	—	—
				経営指導料の受取	156	—	—
				資金の貸付	4,900	関係会社短期貸付金	3,000
				利息の受取	10	—	—

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	当期末 残高 (百万円)
子会社	原信ナルス オペレーション サービス 株式会社	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 6名	仕入債務の保証	948	—	—
子会社	株式会社 ローリー	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 1名	資金の貸付	—	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	58
						関係会社長期貸付金	407
子会社	アクシアル レーベル 株式会社	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 3名	資金の貸付	12,000	—	—
子会社	株式会社 原興産	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 1名	資金の借入	1,700	関係会社短期借入金	1,700
				利息の支払	7	—	—
子会社	株式会社 アイテック	(所有) 直接 100	当社の 事業子会社 役員の兼任 1名	資金の借入	550	関係会社短期借入金	550

- (注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておらず、当期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 経営指導料は、各社の規模、業績、事業所数等を基準に算定した数値を基に決定しております。
3. 資金の貸付及び借入は、各社の資金繰り状況を基に取締役会で決定した枠内で実行しております。また、金利につきましては、一般に公表される市場金利を参考に決定しております。なお、株式会社ローリーへの貸付は無利息であります。
4. 仕入債務の保証は、商品の仕入に関する買掛債務を対象に支払保証を行っているものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,121円92銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円11銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

純資産の部の合計額	26,188百万円
-----------	-----------

純資産の部の合計額から控除する金額	—
-------------------	---

普通株式に係る期末の純資産額	26,188百万円
----------------	-----------

1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	23,342,680株
-------------------------	-------------

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

当期純利益	1,473百万円
-------	----------

普通株主に帰属しない金額	—
--------------	---

普通株式に係る当期純利益	1,473百万円
--------------	----------

1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた	23,342,940株
-----------------------	-------------

普通株式の期中平均株式数	
--------------	--

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

アクシアル リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	武	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神代	勲	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシアル リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

アクシアル リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	武	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神代	勲	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクシアル リテイリング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程、監査役監査規程ならびに監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月19日

アクシアル リテイリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	八 子 淳 一	Ⓜ
常勤監査役	藤 田 友三郎	Ⓜ
常勤監査役	岩 崎 良 次	Ⓜ
社外監査役	金 子 健 三	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としており、配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会であります。

当社は、当社グループの持株会社として、グループ全体の財務体質強化と内部留保の確保を図る一方、株主の皆様への利益還元が経営の重要政策の一つであると考え、当社グループ全体の業績の状況や将来の事業展開、配当性向などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当することを基本としております。

なお、当社グループの主要会社である株式会社原信は、本年、スーパーマーケット創業50周年を迎えます。長年にわたり営業を続け今日に至ることができましたのは、お客様をはじめ、株主の皆様、関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

第66期の期末配当につきましては、株主の皆様へ感謝の意を表するため、1株当たり4円の記念配当（原信スーパーマーケット創業50周年記念配当）を加え、次のとおりとさせていただきます。存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金48円

(うち、普通配当44円、原信スーパーマーケット創業50周年記念配当4円)

配当総額 1,120,448,640円

これにより、当期における年間配当金は、中間配当金（1株につき20円）と合わせますと1株につき68円となり、連結配当性向は27.4%となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役藤田友三郎氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者の選定にあたりましては、社内に設置した任意の機関である指名委員会（社外取締役2名及び代表取締役以外の取締役4名で構成）において審議し、その答申を受けて取締役会で決定しております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

当社の監査役候補者選定基準は次のとおりであります。

（監査役候補者選定基準）

当社における監査役候補者は、指名委員会において以下の指名方針に基づき指名された者より、取締役会の承認決議並びに監査役会の同意を得て選定する。

1. 指名方針

- （1）株主の負託に応え、監査役としての職務を適切に遂行できる者であること。
- （2）性別、国籍等の個人の属性に関わらず、相当の人格、知識、経験、実績を有し、当社の経営理念を理解し、中立的・客観的観点から監査を行い、当社の健全かつ持続的な成長に貢献することが期待できる者であること。
- （3）第2項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- （4）社外監査役については、会社法第2条第16号に定める要件に加え、別途定める社外役員の独立性基準を満たす者であること。

2. 欠格事由

- （1）反社会的勢力との関係が認められる者
- （2）会社法第335条第1項に定める欠格事由に該当する者
- （3）職務上の法令違反内規違反、私的事項における法令違反等が認められる者
- （4）監査役の職務遂行に影響を及ぼす特別の利害関係がある者

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 【備考】	候補者に関する事項
ふじ た ともさぶろう 藤田 友三郎 (昭和27年6月10日生) 【再任候補者】	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位 昭和54年3月 株式会社松清本店（現・株式会社フレッセイ）入社 平成7年10月 同社管理部副部長 平成10年6月 同社店舗運営部副部長 平成11年2月 同社開発部部長 平成14年10月 同社管理部副部長 平成15年10月 同社総務部部長 平成20年2月 同社執行役員 平成23年9月 同社人事戦略部部長 平成24年7月 同社グループ経営戦略部エルダーマネジャー 平成25年5月 同社監査役（現任） 平成25年5月 株式会社清和コーポレーション監査役（現任） 平成25年10月 当社常勤監査役（現任） ● 所有する当社の株式数 900株 ● 重要な兼職の状況 株式会社フレッセイ 監査役 株式会社清和コーポレーション 監査役 ● 監査役候補者として選定した理由 藤田友三郎氏は、現在、当社の常勤監査役並びに当社グループの中核企業である株式会社フレッセイの監査役に就任しています。同氏は、株式会社フレッセイで営業・管理の様々な部門長を歴任してまいりました。当社は、持株会社体制の下、各事業会社が、それぞれ主体的に事業展開を行っておりますが、広域にわたる事業展開においても、グループ全体の共通認識に従い、適切に意思決定・業務執行が行われているか監査が行われる必要があります。同氏は、株式会社フレッセイが当社グループに加わってから、監査役としての役割を適切に担ってまいりました。これらの経験を活かし、今後も引き続き監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしましたので、監査役候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 所有する当社の株式数は、平成29年3月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

メ モ

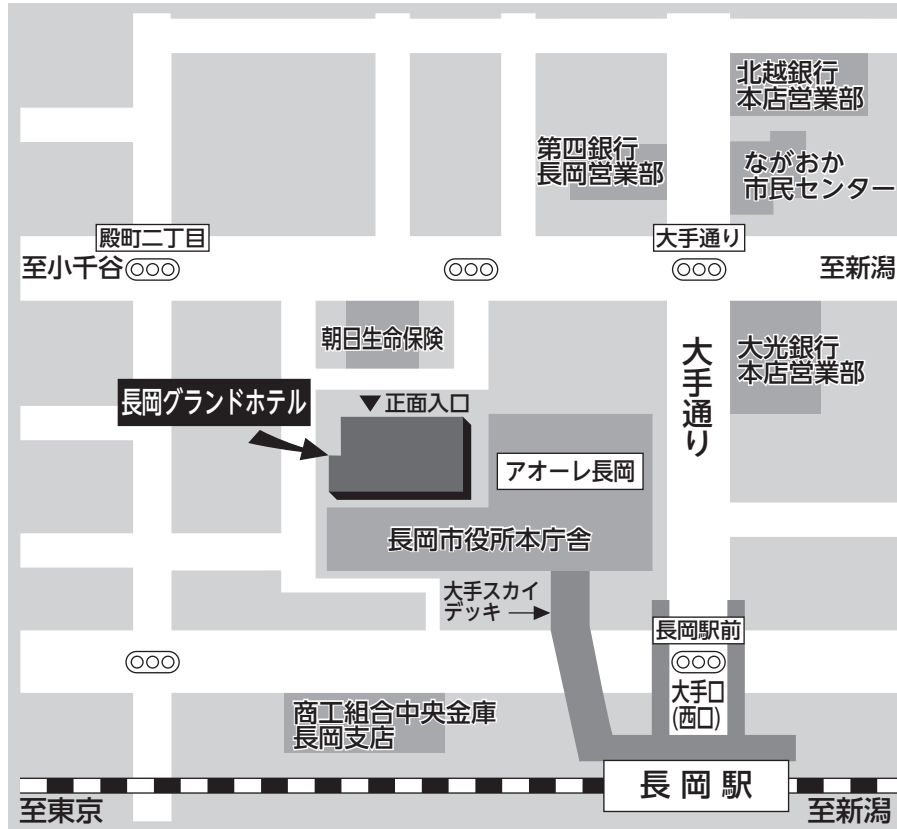
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場のご案内

新潟県長岡市東坂之上町1丁目2番地1
長岡グランドホテル 2階 悠久の間
電話 (0258) 33-2111
受付開始は、午前9時15分となっております。



【お願い】

ご来場の際は、駐車台数が限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。